

平 戸 市 監 査 公 表 第 163-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 4 年 1 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

市民生活部市民課

第 3 監査の期間

令和 3 年 5 月 24 日（月）、25 日（火）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指導事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：市民課】

区 分	内 容	措 置
指導事項	<p>1. 例規の整備について (指摘内容) 平戸市飲料水供給施設条例第10条において、「給水装置の工事、費用、給水、料金、手数料等に関しては、平戸市水道事業給水条例の規定を準用する。」となっているが、準用条項の一部に誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。</p> <p>2. し尿収集車の貸与について (指摘内容) 度島地区のし尿収集後の島外搬出に使用するし尿収集車(4トン)を民間事業者は無償貸与しているが、使用賃借契約書などが取り交わされていない。同様に大島地区のし尿収集車及びごみ収集車の無償貸与についても、業務委託契約書に明確な記載がされていない。 また、車検費や車両整備の修繕費が市から支払われているが、市が負担する経費と事業者が負担する経費の費用負担の範囲が定められていない。 よって、費用負担など必要事項を明記した契約書等を取り交わされたい。</p> <p>3. し尿貯留槽整備に対する交付金について (指摘内容) 令和元年度にホーロータンク設置(2基)に係る費用として1,482,408円を、令和2年度に地下タンク設置に係る費用として上限1,500,000円(全</p>	<p>(措置内容) 準用する条例内容を確認し、本条例の改正を行った。(令和3年12月議会)</p> <p>(措置内容) 車両等の無償貸与及び経費の費用負担について受託者と協議を行い、次年度より見直した契約書による契約を行います。</p> <p>(措置内容) 持続可能な事業展開ができるよう、事業に係る施設整備の支援策として、新たな補助制度を検討します。 また、事業に係る財産の貸付け及び</p>

	<p>体工事費 1,720,000 円) を各事業者に交付している。</p> <p>この交付については、平戸市粗大ごみ及びし尿収集運搬交付金交付要綱を根拠としているが、タンク設置工事等にかかる交付額の算定基準や上限額の設定の根拠が定かでない。</p> <p>このことから、し尿貯留槽設置への交付金支出の根拠を明確にするため、同要綱の見直しを検討されたい。</p> <p>併せて、ホーロータンクの設置場所は、私有地でありながら普通財産貸付の許可を受けていない。また、埋設した地下タンクは市所有物であるが譲渡の手続きが行われていないので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>財産譲渡については、本年度中に事務処理、手続きを行います。</p>
<p>意見</p>	<p>1. 災害廃棄物の処理について (指摘内容)</p> <p>平戸市ごみ処理基本計画(平成28年3月策定)において災害廃棄物対策の必要性が示されており、平戸市災害廃棄物処理計画(平成31年3月策定)によると災害廃棄物の一次仮置場候補地として、平戸市総合衛生センター、生月町衛生センター、田平町ごみ処理場及び大島村クリーンセンターの4か所が選定されているが、それ以外の仮置場候補地の選定にあたっては、法律等によって土地利用が規制されていない区域や土地であって、仮置場として必要な面積を確保できる公有地を基本とし、公有地で確保できない場合は私有地も検討し、更に候補地の自然環境、周辺環境、運搬効率、用地取得の容易性等から総合的に判断する必要があるとされている。</p> <p>このことを踏まえ度島地区には一次</p>	<p>(措置内容)</p> <p>大規模災害時等を想定した災害廃棄物処理計画等を策定しているが、実際に大規模災害が発生した場合における人員体制や短期間での処理計画を確立する必要があることから、本年度末までに、関係部局と協議・調整を行い、災害時における実行計画(基礎編)の策定を行います。</p> <p>なお、地区別の一時仮置場候補地の選定についても合わせ行う予定です。</p> <p>また、大規模災害時における災害廃棄物の処理等支援体制の構築を図るため、令和3年12月1日に、長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合と「災害時等における廃棄物の処理等の協力に関する協定」の締結を行っております。</p>

	<p>仮置場候補地が選定されていないこともあり、大規模災害時に備えて、平戸市全域において小区域ごとの同候補地の選定が求められる。</p> <p>併せて、災害ごみの搬出時の混乱を最小限に抑えるため、市民向けの災害廃棄物お搬出・搬入マニュアルなどを作成し、分別排出、運搬・処理方法などを示すことが必要であると思われる。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--